

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則（平成24年岩手県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(認定特定行為業務従事者認定証の様式)</p> <p>第3条 法附則第4条第1項の認定特定行為業務従事者認定証は、様式第1号又は様式第2号によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="145 759 770 1144"><tr><td>認定特定行為業務従事者認定証 (<u>省令第4条に規定する</u>第一号研修、第二号研修修了者)</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）<u>附則第3条</u>に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="145 1288 770 1626"><tr><td>認定特定行為業務従事者認定証 (<u>省令第4条に規定する</u>第三号研修修了者)</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）<u>附則第3条</u>に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	認定特定行為業務従事者認定証 (<u>省令第4条に規定する</u> 第一号研修、第二号研修修了者)	[略]	上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） <u>附則第3条</u> に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。	[略]	認定特定行為業務従事者認定証 (<u>省令第4条に規定する</u> 第三号研修修了者)	[略]	上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） <u>附則第3条</u> に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。	[略]	<p>(認定特定行為業務従事者認定証の様式)</p> <p>第3条 法附則第11条第1項の認定特定行為業務従事者認定証は、様式第1号又は様式第2号によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="834 759 1460 1144"><tr><td>認定特定行為業務従事者認定証 (第一号研修、第二号研修修了者)</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）<u>附則第10条第1項</u>に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="834 1288 1460 1626"><tr><td>認定特定行為業務従事者認定証 (第三号研修修了者)</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）<u>附則第10条第1項</u>に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	認定特定行為業務従事者認定証 (第一号研修、第二号研修修了者)	[略]	上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） <u>附則第10条第1項</u> に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。	[略]	認定特定行為業務従事者認定証 (第三号研修修了者)	[略]	上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） <u>附則第10条第1項</u> に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。	[略]
認定特定行為業務従事者認定証 (<u>省令第4条に規定する</u> 第一号研修、第二号研修修了者)																	
[略]																	
上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） <u>附則第3条</u> に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。																	
[略]																	
認定特定行為業務従事者認定証 (<u>省令第4条に規定する</u> 第三号研修修了者)																	
[略]																	
上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） <u>附則第3条</u> に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。																	
[略]																	
認定特定行為業務従事者認定証 (第一号研修、第二号研修修了者)																	
[略]																	
上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） <u>附則第10条第1項</u> に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。																	
[略]																	
認定特定行為業務従事者認定証 (第三号研修修了者)																	
[略]																	
上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） <u>附則第10条第1項</u> に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。																	
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定により交付されている認定特定行為業務従事者認定証は、この規則による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定により交付されている認定特定行為業務従事者認定証とみなす。